

2013. 2. 3

NPO法人シンクキッズシンポジウム

基調講演

岡 村 勲

只今ご紹介いただきました岡村勲でございます。

本日は、寒い中をNPO法人シンクキッズのシンポジウムにお集まりいただきまして、誠に有り難うございます。

私から、本法人の目的やシンポジウムの意義について、簡単にお話申し上げます。

最近新聞を見ると、実の親から監禁、折檻、暴行され、食事も与えられず死亡した子のニュースが後を絶ちません。交際相手と一緒にわが子を殺す者もおります。空腹のあまり、オムツの中身を千切って口に入れたまま死んでいた痛ましい子の例もありました。

わが子を性的虐待している、その写真を撮って楽しみ、インターネットに載せる親もいます。

こういうニュースを見たり聞いたりする度に、胸の張り裂ける思いがします。

私の家には、よく野良猫がやってきます。ある时段ボールの中で3匹の子猫が生まれました。猫好きの私が見ようとして手を出すと、親猫が飛びかかってきました、鶏も飼ったことがあります。生まれた雛を撫でてやりたいと思って手を出すと、親鳥も飛びかかってきました。わが子を守るために全身で私に向かってくるのです。NHKの「ダーウィンが来た」という番組を見ると、必死になって外敵から子を守る動物の姿が描かれています。

猫も鶏も他の動物も、学校へ通ったこともなく、子ども手当ももらっていません。子を守る動物の本能がそうさせるのです。

人間はいつのまに動物としての本能を失ってしまったのでしょうか。

子どもは、親だけのものではありません。次の世代を担ってゆく宝物です。昔は温泉地に行くと「子宝湯」とか、子宝温泉と書かれた旅館がどこにでもありましたが、今はこういう旅館は少なくなったように思います。

児童相談所への虐待の通報は、平成2年度には1,101件でしたが、

平成23年度は、59,862件、約54倍に達しております。通報されない数を加えると、もっと多くなるでしょう。しかも通報は被害を受けた子どもからのものではありません。子は通報する術を知りません。

毎年虐待によって、数十人の子どもが無惨にも殺されております。

幸い虐待が発見されて何とか生き延びても、子どもは心に辛い、深い傷を負い、一生トラウマを背負いながら生きてゆくこととなります。薬物や犯罪に走り人生を台無しにする子も少なくありません。虐待を受けた子は、親になったときに、同様の虐待をわが子にするとされています。

子どもは、親の庇護なしでは生きていけません。その庇護すべき親が子を虐待して殺すのです。

児童虐待は明らかに犯罪です。被害者は加害者を告訴して刑事責任を追究することができます。子は未成年ですから、親権者の親が告訴することになります。しかし、告訴してくれるはずの親が加害者ですから、告訴してもらえません。

子どもは、被害者でありながら、被害者として扱ってもらえない、「無視された犯罪被害者」「取り残された犯罪被害者」となってしまいます。

私は、1997年、妻が殺害されて犯罪被害者の遺族となりました。長年弁護士をしながら、「捜査や裁判は公の秩序維持のためにやっているのであって、被害者のためにやっているのではない」という最高裁判所の判決を初めて知って愕然としました。加害者ばかりが保護されて、被害者は国から見放された難民、法の保護を受けない無国籍者だったのです。長年弁護士をしながら、これに気がつかないとは、何と迂闊なことでしょう。恥ずかしい限りです。

そこで、2000年に全国犯罪被害者の会（あすの会）を立ち上げ、犯罪被害者の権利と被害回復制度の確立を目指して、十数年運動をしてきました。

多くの方のご協力を得て、犯罪被害者基本法が成立し、初めて犯罪被害者が社会的存在として認知されました。これを受けて策定された犯罪被害者基本計画には、「捜査や裁判は犯罪被害者のためにある」「これは少年の事件でも同じである」と書かれ、犯罪被害者の権利が認められました。犯罪被害者や遺族が刑事裁判に参加して、法廷で質問し、意見を述べ、求刑もすることができるようになったのです。

少年法は、加害少年の更生だけを考え、被害を受けた少年の保護を考え

ておりません。加害少年が少年院で手厚く教育され、職業訓練も受けているのに、被害少年はほったらかしでした。不公平この上もありません。被害少年やその兄弟姉妹は、恐怖とショックで不登校となり、一生を棒に振ってしまうケースもあるのです。そこで、被害少年に対しても、P T S Dの専門家やカウンセラー、それに家庭教師などを派遣して立ち直りをさせるべきだと主張し、これらを関係省庁の義務として犯罪被害者等基本計画に記載させたのですが、十分に実行されているとはいえません。教育委員会や学校も、犯罪被害者基本法や犯罪被害者等基本計画の存在さえ知らないところもあるのです。

犯罪被害者基本計画では、児童虐待の防止、早期発見、早期対応のための法整備等について、警察庁、文部科学省、厚生労働省、法務省等に義務付けておりますが、なかなか進みません。児童虐待防止法はできました。しかし、子どもが毎日泣いているという通報があり児童相談所の担当者が家庭訪問しても、親に「別に異常はありません」と言われると、担当者は家にも入れず帰ってしまうのです。

先ほども申しましたとおり、子どもは自ら被害を届け出すことができません。虐待の疑いを知った医者や近所の人に罰則をもって通報義務を課すとか、親に調査に応ずる義務を持たせるとか、児童を安全な所に収容する施設を作るとか、しっかり法律で定めなければなりません。

警察庁時代から長年取り組んで来られた弁護士後藤啓二先生が中心となり、元警察庁長官でいらっしゃる国松孝次さんが顧問となられて、N P O法人シンクキッズを立ち上げ、この問題に積極的に取り組まれることは、この上もなく嬉しく思っています。

今日お集まりの皆さんのご協力を頂いて、シンクキッズが子どもの虐待、性的被害を救う大きな力を持ち、子どもたちが安心して生活できる社会を作られるよう、願ってやみません。

皆さんのご協力をよろしくお願い申し上げます。

有り難うございました。